

かさでのまち食堂利用契約書

かさでのまち食堂合同会社（以下「甲」という）と、_____（以下「乙」という）とは、甲の運営する食堂において乙とシェフ契約を以下の通り契約を締結する。

第1条（契約）

- 1 乙は本契約と別紙利用規約に定める条件に従い、甲の運営する食堂で調理運営を行う。
- 2 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2カ月前までに、甲乙の一方から他方に対し、本契約を終了する旨を書面をもって通知しない限り、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

第2条（シェア食堂システムについて）

1 乙は、第三者に当食堂スペースの利用権の全部または一部の譲渡、あるいは転貸することはできません。乙がこの規約に反し、当食堂スペースの利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸した場合、直ちに乙の利用を停止致します。

2 当食堂スペースで発生した乙の瑕疵により損害、トラブル、怪我等に関して甲は一切の責任を負いかねます。損害が発生した場合は、その損害を乙に全額賠償請求するものとします。

3 利用申込受付後、または、利用途中においても、次の場合には甲の判断で申込取り消しや利用の停止の措置を取ることがあります。この場合に生じる乙のいかなる損害に対しても、甲は一切の責任を負わないとともに、受領した利用料金は返金しません。

- ① 申込時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なる場合
- ② 利用申込書の記入内容に偽りがあると認められた場合
- ③ 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合
- ④ 許認可もしくは資格が必要な用を、未認可もしくは資格がない状態で開催、利用した場合
- ⑤ 甲の許可なく当食堂スペース外で作業や催事行為をした場合
- ⑥ 暴力行為、反社会的行為や活動、業務内容が不明確な団体が主催・協賛・後援等を行う場合
- ⑦ 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受けたとき
- ⑧ 利用料の支払いが滞ったとき
- ⑨ 危険物の持ち込み、または危険物の持ち込みによる人身事故、建物、食堂スペース 備品等を毀損・汚損・紛失した場合
- ⑩ 甲の許可なく食堂建物内に穴を開ける行為、強粘着テープ等を貼る行為を行った場合
- ⑪ 音、振動、臭気の発生により周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合
- ⑫ 乙が甲からの注意に従わず、また本規約に違反すると甲が判断した場合
- ⑬ 当食堂スペースの管理運営上、支障があると甲が判断した場合
- ⑭ 未成年のみの利用の場合
- ⑮ 重大な過失で食中毒を発生させたとき

第3条（施設利用について）

- 1 不時の災害や事故などに備え、施設ご利用前に避難誘導方法、消火器の位置等を確認してください。
- 2 食堂出入口の施錠は乙が責任を持って行ってください。
- 3 厨房内では清潔な身なりでの調理運営心がけてください。
- 4 食材搬入及び仕入れ、調味料、常設備品以外の備品は全て乙が手配ください。
- 5 利用時間内に使用した食器・調理器具の洗浄・清掃を行ってください。
- 6 本施設の利用を終了したときは、本施設を原状に回復していただきます。乙はその責任で本施設を清掃し、ゴミ等はすべて処分を行うとともに、利用された備品等は収納場所へお戻しください。
- 7 乙が持ち込んだ備品、食材等はすべてお持ち帰りください。
- 8 建物又は設備及び備品等の毀損、汚損、紛失等が発生した場合、乙は甲に連絡してください。
- 9 8により第三者に損害を与えた場合、乙は甲に速やかに連絡してください。
- 10 食堂内は全て禁煙です。
- 11 盲導犬、聴導犬、介助犬以外の動物の入場はご遠慮ください。
- 12 食堂利用開始前に乙へ向けて甲の運営担当より施設利用方法オリエンテーションを行います。
- 13 案内状等の掲示物の設置、催物案内等の広告物等を掲示する場合は、事前に甲の承認を得てください。

第4条（免責）

- 1 当施設利用中の乙の持込備品・物品物(貴重品を含む)等の盗難、紛失、毀損事故については、その原因の如何を問わず甲は一切の責任を負いません。
- 2 天災地変、関係各省庁からの指導、その他甲の責に帰さない事由により利用が中止された場合の損害については一切の責任を負いません。
- 3 乙が本規約に違反したことにより甲が損害を被った場合、その損害について乙に全額賠償請求します。
- 4 甲の責に帰すべき事由により乙が損害を被り、その損害の賠償を当方に請求した場合は、受領した料金を限度として賠償するものとします。ただし、乙の損害の内、機会損失等の逸失利益についてはその損害の責任を負いません。

第5条（年間登録料・売上管理について）

- 1 「かさでらのまち食堂利用規約」の定めにより、乙は年間登録料を甲に支払う
- 2 「かさでらのまち食堂利用規約」の定めにより、乙は売上フィーを甲に支払う

第6条（広報について）

- 1 広報用の撮影を行い、web 発信・冊子刊行する場合は撮影や取材に協力いただきます。

本契約締結の証として本書2通作成し、各自1通これを保有する。

上記の件、同意しました。

____年 ____月 ____日
____氏名 _____印